



第5章 計画の推進体制

1 市の推進体制と計画の進行管理

本計画及び関連する個別計画の担当課を中心に、関係各課との連携を図りながら実施体制をさらに強化し、本計画を推進します。

本計画及び関連する個別計画の進行管理については、関係各課と連携しながら定期的な現況を把握し、計画の進ちょく及び改善点を精査・検討します。

2 地域福祉推進のための連携強化

本市では、市社会福祉協議会、ボランティア団体、その他計画推進に関連する団体との連携を図りながら、定期的に協働の立場で意見交換を図る機会を設けて、本計画を推進していきます。特に、地域福祉の推進を担う中心的な団体として明確に位置付けられている市社会福祉協議会とのさらなる連携を図っていきます。

また、県や関係機関との連携についても、今後、さらに強化していきます。

3 市民参加による計画推進

市民が福祉サービスの利用者としてだけでなく、地域福祉の担い手として主体的に活動する地域づくりをして、地域福祉に関する地域ワークショップの開催を促進するなど、各地域の意見や実情を十分に反映させた計画を推進していくとともに、福祉コミュニティの形成を支援していきます。

4 計画の普及・啓発

本計画について、計画書（概要版含む）のほか、市広報紙や市ホームページ、パンフレット等により広報を行い、計画内容の周知を図ります。

また、一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識を持っていただくために、町内会や民生・児童委員等を通じて、各地域での具体的な取り組みや活動事例等を紹介していきます。